

平成21年9月1日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀  
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈  
( J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 柴田 憲一  
電話03-3991-4541

## 当社前代表取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、当社前代表取締役平賀明男氏が取締役会の決議を経ずして、当社名義の約束手形を振り出したことが判明したので、平成21年6月8日専門家による外部調査委員会を設置し、調査を開始しました。その後、当社は同年7月21日外部調査委員会より調査報告書の交付を受け、同調査委員会から平賀明男氏は当社に対して、善管注意義務違反（債務不履行）に基づき約3億5000万円の損害賠償義務を負っているのと同損害賠償金を回収するために、速やかにしかるべき方法によって請求又は保全の措置をとるべきであるとの勧告を受けました。

当社は、これを受け、本日、平賀明男氏に対し、3億4930万円および支払済みに至るまでの、遅延損害金の支払を求める訴訟（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しましたので、以下のとおりお知らせを致します。なお、本訴の提起については、会社法第386条第1項の規定により監査役が当社を代表することになるため、平成21年9月1日開催の当社監査役会において決議を経ております。

### 記

1. 本訴を提起した裁判所および年月日  
東京地方裁判所 2009年9月1日
2. 本訴の相手方  
平賀明男（当社前代表取締役）
3. 本訴の内容
  - (1) 請求金額  
損害賠償金 3億4930万円及び遅延損害金
  - (2) 請求原因の概要（当社主張の概要）

平賀明男氏は取締役会の承認を経ることなく、資金融通の目的で、資金繰りが極めて厳しい状況にあった第三者に対し、当社名義の白地手形を振出し、その結果、3億4930万円の損害を当社に発生させた。これは同人の取締役としての善管注意義務違反により生じた損害であるから、当社としては上記請求金額の支払を求める訴訟の提起を行うものとした。
4. 今後の見通し  
本訴の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上